

【 参 考 資 料 】

- 1 「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」
改定経過 43
- 2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」
に基づく基本計画策定等委員会設置要綱 44
- 3 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」
に基づく基本計画策定等委員会委員名簿 46
- 4 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」
に基づく基本計画策定等庁内幹事会設置要綱 47
- 5 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」
. 50
- 6 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策
に関する基本的な方針（概要）」 62
- 7 用語解説 70
- 8 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する事業等
. 75

「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定経過

	県	基本計画策定等委員会	基本計画策定等 庁内幹事会	基本計画策定等 庁内作業部会
H21 7月	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画策定等委員の選任及び設置要綱の検討 庁内関係機関からの事前調査票による情報収集 			
8月	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画策定等委員会、庁内幹事会・作業部会設置 			
9月	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画改定案の検討、作成 	第1回 策定等委員会 (9/16(水))	第1回 庁内幹事会・作業部会合同会議 (9/7(月))	
10月	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント実施 (10月9日～11月8日) 			
11月	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画改定案見直し 		第2回 庁内幹事会・作業部会合同会議 (11/20(金))	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画改定最終案作成 	第2回 策定等委員会 (12/18(金))		
H22 1月	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画改定、公表 			

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく 基本計画策定等委員会設置要綱

(設置)

第1条 個人の人権を害し、男女平等の実現の妨げとなっている、配偶者からの暴力を容認しない社会を実現するために、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画（以下「基本計画」という。）の策定等を目的に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定及び改定に関すること。
- (2) その他基本計画の策定等に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員でもって構成する。

- 2 委員の任期は3年以内とする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選とする。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、文化環境部平和・男女共同参画課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月8日から施行する。

この要綱は、平成21年8月5日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委 員
学識経験者 沖縄弁護士会が推薦する者 沖縄県医師会が推薦する者 （社）沖縄県看護協会が推薦する者 沖縄県民生委員児童委員協議会が推薦する者 沖縄県人権擁護委員連合会が推薦する者 （財）おきなわ女性財団常務理事 社会福祉事業団うるま婦人寮長 那覇地方法務局人権擁護課長 沖縄労働局雇用均等室長 市町村婦人保護主管課長等 市町村男女共同参画主管課長等 沖縄県文化環境部文化生活統括監 沖縄県福祉保健部福祉企画統括監

県基本計画策定等委員会 委員名簿

	氏名	役職	区分
	井村弘子	沖縄国際大学総合文化学部 人間福祉学科准教授	学識経験者
	村上尚子	こころ法律事務所	法律
	真泉文江	ハートセラピークリニック院長	医療
	奥平登美子	社団法人沖縄県看護協会会長	医療
	前城秀男	沖縄県民生委員・児童委員協議会 副会長	福祉
	村吉則雄	沖縄県人権擁護委員連合会 男女共同参画社会推進部会副会長	人権
	伊波輝美	財団法人おきなわ女性財団常務理事	民間団体
	小渡利枝子	沖縄県社会福祉事業団 うるま婦人寮長	保護施設
	迫本基嗣	那覇地方法務局人権擁護課長	国
	富澤美智子	沖縄労働局雇用均等室長	
	多和田寛	沖縄市健康福祉部こども家庭課長	市
	比嘉朝男	那覇市総務部平和交流・男女参画室 副参事	
	米蔵博美	文化環境部文化生活統括監	県
	上與那原美和子	福祉保健部福祉企画統括監	

※市町村は男女共同参画行政主管課、婦人保護行政主管課から選定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく 基本計画策定等庁内幹事会設置要綱

(設置)

第1条 配偶者からの暴力を容認しない社会を実現するために、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく基本計画（以下「基本計画」という。）の策定等を目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画策定等庁内幹事会（以下「庁内幹事会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画策定等委員会に附する基本計画の策定及び改定に関すること。
- (2) その他基本計画の策定等に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内幹事会は、別表第1に掲げる幹事をもって構成する。

- 2 庁内幹事会に幹事長と副幹事長を各1名置く。幹事長は平和・男女共同参画課長の職にある者、副幹事長は青少年・児童家庭課長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 庁内幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

- 2 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 4 幹事長が欠けたとき、又は幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代行する。

(作業部会)

第5条 庁内幹事会を補佐し、円滑な運営を図るため、庁内幹事会のもとに作業部会を置く。

2 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定及び改定に係る庁内における実務的な企画立案及び連絡調整に関すること。
- (2) その他この計画の策定等に必要な事項に関すること

3 作業部会は、別表第2に掲げる部会員をもって構成する。

- 4 作業部会に部会長と副部会長を各1名置く。部会長は、平和・男女共同参画課班長（男女共同参画担当）の職にある者、副部会長は青少年・児童家庭課班長（母子福祉担当）の職にある者をもって充てる。

5 前条の規定は、作業部会についてもこれを準用する。この場合において、「庁内幹事会」とあるのは「作業部会」、「幹事長」とあるのは「部会長」、「副幹事長」とあるのは「副部会長」、「幹事」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 庁内幹事会及び作業部会に関する庶務は、文化環境部平和・男女共同参画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、幹事会及び作業部会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月15日から施行する。

この要綱は、平成21年8月5日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

庁内幹事会	
文化環境部	平和・男女共同参画課長
福祉保健部	青少年・児童家庭課長 女性相談所長 福祉・援護課長 医務課長
観光商工部	雇用労政課長
土木建築部	住宅課長
教育庁	義務教育課長 県立学校教育課長
警察本部	生活安全企画課長

別表第 2 (第 5 条関係)

作業部会	
文化環境部	平和・男女共同参画課 男女共同参画班長
福祉保健部	青少年・児童家庭課 母子福祉班長 福祉・援護課 保護班長 医務課 医務看護班長 女性相談所 主幹 中央児童相談所 相談班長 南部福祉保健所 総務福祉班長
観光商工部	雇用労政課 能力開発班長
土木建築部	住宅課 管理班主幹
教育庁	義務教育課 主任指導主事 県立学校教育課 普通教育班長
警察本部	生活安全企画課 課長補佐

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成の

ために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用
(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘察し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則[平成一六年六月二日法律第六四号]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘察し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する 基本的な方針（概要）

平成 20 年 1 月 11 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、平成 16 年 5 月には、法改正が行われ、平成 16 年 12 月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成 19 年 7 月に法改正が行われ、平成 20 年 1 月 11 日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認められた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あつせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に嚴重に情報の管理を行うことが必要である。外国人登録原票については、原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯

に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が社会保険事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令

が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確かな理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

別添 保護命令の手続

あ行

○一時保護所、一時保護

一時保護所とは沖縄県女性相談所に付設された一時保護するための施設。一時保護は、緊急一時的に保護することが必要と認められる要保護女子等に対して行い、入所した者に衣食その他日常生活に必要なものを給付するとともに、必要な支援を行う。

○沖縄県女性相談所

沖縄県が売春防止法に基づき設置している施設で、元々は売春を行うおそれのある女子の保護更生に関する事項を処理する施設。しかし、現在は、離婚問題、生活困窮問題、配偶者からの暴力の被害あるいは家庭に関する種々の問題についても女性からの相談に応じている。

か行

○学齢児童(学齢児童・学齢生徒)

保護者が義務教育諸学校に就学させなければならない子ども。現在では満6歳になった日の翌日からの最初の学年のはじめから満15歳になった日の学年の終わりまでの年齢の子ども。

さ行

○市町村基本計画

市町村において定める配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画。市町村において行われている被害者に対する自立支援施策の充実等の取組を一層充実させるため、平成19年の法改正において努力義務となった。

○障害福祉サービス

障害福祉サービスとは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われるサービスのことをいう。障害福祉サービスには、介護の支援を受ける「介護給付」（居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援、共同生活介護（ケアホーム））、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」（自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、共同生活援助（グループホーム））がある。

○ショートステイ

保護者の疾病、出産、事故等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業。

○人権教育指導者研修会

学校教育、社会教育、福祉関係者等が一堂に会し、DVや虐待など、人権に関する今日的課題について講演会、講義、ワークショップ等を通して人権教育指導者としての資質向上を図ることを目的に行う研修会。

○スクールカウンセラー

学校における児童生徒理解及びカウンセリング機能等の充実を図り、児童生徒の不登校及びいじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、小学校、中学校及び高等学校へ配置されているカウンセラー。

○スクールソーシャルワーカー

学校において、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整などの支援を行う者。

○スーパービジョン

支援者がより高い知識や技術を身につけるため、より経験のある者が経験の浅い者を支援する実践指導の場のことをいう。

○接近禁止命令

加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居（共に生活をしていた住居は除かれる。）、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月禁止する命令。

被害者と同居する未成年の子（15歳以上の子については、子の同意が必要）や被害者の親族等（当該親族等の同意が必要）も対象となる。再度の申立ても可能。

た行

○退去命令

加害者に、被害者と共に生活していた住居から2か月間退去することを命じるもの。再度の申立ても可能。

○第3号被保険者、第1号被保険者

国民年金制度における被保険者は職業などによって下記の3種類に分けられる。

- ① 第1号被保険者 日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の農業、自営業、無業などの人や学生（第2号、第3号被保険者に該当しない人）

- ② 第2号被保険者 厚生年金保険や共済組合に加入している者
- ③ 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人（健康保険などで被扶養者と認定された人）

○代理受傷

外傷体験を負った人の話に耳を傾けることで、支援者自身が自らも同様の心理状態に陥ること。症状としては、被害者が描写した外傷体験がフラッシュバックや悪夢として体験される、家族の安全を極度に心配する、配偶者や恋人と親密な関係を維持できなくなる、支援者としての適性を疑うようになる、等が含まれる。

○トワイライトステイ

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間や休日に不在となる家庭において児童を養育することが困難となった場合、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導や食事の提供等を行う事業。

な行

○ネグレクト

「児童虐待」の分類のひとつ。

具体的には、家に閉じこめる（登校させない）、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置する、子どもにとって必要な情緒的欲求に応えない（愛情を与えない）、食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活させるなど。

は行

○配偶者等

婚姻の届出をした夫婦、また、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の者や離婚した後にも引き続き暴力関係がみられる者の一方から見た相手方。

※離婚には事実上婚姻関係と同様の者が離婚したと同様の事情に入ることも含む。

※法の中で定義される配偶者と本計画で定義する配偶者等は同様である。

○配偶者等からの暴力

配偶者等からの身体に対する暴力（生命又は身体に対する不法な攻撃）。また、身体に対する暴力と同じくらいに心身に有害な影響を及ぼす言動。

但し、保護命令については「身体に対する暴力」と「生命等に対する脅迫」だけが対象となり、発見者による通報等、警察官の被害の防止等に関する対象は、「身体に対する暴力」に限られる。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制（発見者による通報、配偶者暴力相談支援センターによる保護等、裁判所による保護命令その他この法律で

規定されている措置等)を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため制定された法律。(平成13年公布施行。平成16年及び平成19年一部改正)

○配偶者暴力相談支援センター、沖縄県配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターとは、配偶者暴力防止法第3条に基づき設置された、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護のための業務を行う機能を果たす施設をいう。

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設のうち、沖縄県女性相談所については、「沖縄県配偶者暴力相談支援センター」として県内の各配偶者暴力相談支援センターの中心となる施設としている。

○配偶者暴力・ストーカー事案対策官

警察において、配偶者暴力及びストーカー事案に対応するため指定された警察官。

○バーンアウト、燃え尽き

疲労、しらけ、無力感等を覚え、働く気力をなくしてしまう現象をいう。

○ピアカウンセリング

「ピア」は仲間、同等の人の意。同じ職業や障害をもっているなど、同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリングをいう。

○PTSD(ピーティーエスディ)

英語の「Post-Traumatic Stress Disorder (ポストトラウマティック・ストレス・ディスオーダー)」の略。日本語では「(心的)外傷後ストレス障害」と訳される。PTSDは、死に直面するか又は重傷を負うような出来事、自分や他人の存在にかかわる危険な出来事に巻き込まれたこと(トラウマ体験)により生ずる精神的後遺症である。症状としては、思い出したくないのにそのトラウマを何回も思い出してしまう、白昼夢のようにまた同じ体験をしているように感じる、逆にトラウマの一部をどうしても思い出せない等がある。不眠やイライラもよく見られる。

○婦人相談員

売春防止法に基づき都道府県知事又は市長が委嘱する者で、元々は売春を行うおそれのある女子の発見、相談を行う者。しかし、現在は、離婚問題、生活困窮問題、配偶者からの暴力の問題等の女性あるいは家庭に関する種々の問題についても相談に応じている。

○保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。

(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子

への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型がある。

また、配偶者である相手方が保護命令に違反すると1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

○母子家庭等日常生活支援事業、家庭生活支援員

母子家庭等日常生活支援事業とは、母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父が、技能習得のために通学するなど、自立促進のために必要な事由や、冠婚葬祭などの社会的事由および疾病などにより、一時的に育児、家事等の支援を必要とする場合に、支援員（家庭生活支援員）を派遣して世帯を支援する事業。家庭生活支援員の派遣を受けたいときは、事前に登録が必要。登録の申請窓口は市町村担当課。

○母子・寡婦福祉資金貸付金

沖縄県では、母子家庭及び寡婦の生活の安定とその自立の助長を図り、児童の福祉を増進するため、事業開始資金や修学資金、修業資金など各種資金の貸付けを行っている。

貸付の条件や償還方法等については、県福祉保健所に配置された母子自立支援員が相談に応じている。申請窓口は市町村担当課。

ま行

○身元保証人確保対策事業

女性相談所、母子生活支援施設及び婦人保護施設等に入所中又は退所した子どもや女性に対し、就職やアパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保するし、これらの者の社会自立の促進に寄与することを目的とする事業。

○民事法律扶助制度

日本司法支援センター（法テラス）の業務の一つで、資力に乏しい国民などが法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（無料相談援助）、弁護士・司法書士の費用の立て替え（代理援助、書類作成援助）を行うもの。

○（県営住宅の）目的外使用(DV被害者)

公営住宅の入居者資格のうち、公営住宅法に規定する収入要件及び住宅困窮要件を満たす者を、地方自治法第238条の4第7項行政財産の管理及び処分に基つき、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、県営住宅を一時的な仮住居として使用させること。

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する事業等

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する主な事業、今後の取組等を挙げました。

	基本目標	関連事業及び取組内容	担当課及び関係課
	重点事項		
1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進	(1) 人権教育・啓発活動の推進	・人権教育指導者研修会	教育庁 生涯学習振興課
		・『学校教育における指導の努力点』において、人権教育を学校の教育計画に位置付け、教育活動全体を通じた、組織的、計画的な人権教育の推進	教育庁 義務教育課 教育庁 県立学校教育課
		・DV対策事業(一般県民対象のDV問題についての講演会、DV防止・被害者支援リーフレット作成及び配布、高校生対象DV予防啓発講座等)	平和・男女共同参画課
		・県や市町村等からの要請に応じて講演会等に職員派遣、配偶者暴力防止法、暴力の防止等に関するリーフレット作成	県警本部 生活安全企画課
		・婦人保護(売買春の防止、配偶者等からの暴力の防止等)に関する講演会等(一般向け)の実施	青少年・児童家庭課
	(2) 地域における活動	・DV対策事業(職務関係者対象の被害者支援研修)	平和・男女共同参画課
		・市町村で取り組む「女性に対する暴力をなくす運動」の広報啓発等の取組の促進	
		・市町村基本計画策定に係る市町村への情報提供及び助言	青少年・児童家庭課
		・婦人保護(売買春の防止、配偶者等からの暴力の防止等)に関する講演会等(一般向け)の実施(再掲)	
	策(3) への加害者取組	・DV対策事業(DV加害防止のための講座等広報啓発、DV加害者更生相談窓口の設置等)	平和・男女共同参画課
・被害者の意思に沿った、加害者の検挙や指導・警告等		県警本部 生活安全企画課	
2 被害者の保護のための体制整備	(1) 発見・通報	・DV対策事業(DV防止・被害者支援リーフレット作成)	平和・男女共同参画課
		・沖縄県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター)についての広報のためのリーフレット等の作成	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
		・婦人保護(売買春の防止、配偶者等からの暴力の防止等)に関する研修会(支援者向け)の実施	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
		・民生委員・児童委員に対し、研修会への参加呼びかけ、発見・通報への協力依頼	福祉・援護課
		・人権擁護委員に対し、沖縄県人権啓発活動ネットワーク協議会を通して発見・通報について協力依頼	平和・男女共同参画課
		・医療関係者向けの資料の作成・配布	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
		・医療機関との連携・協力(文書依頼通知、医師会との連絡会議等)	医務課 病院事業局 県立病院課
		・児童相談所における相談、児童虐待問題からの被害者の早期発見	青少年・児童家庭課 (児童相談所)
・市町村(地域包括支援センター)における高齢者虐待相談等からの被害者の早期発見	高齢者福祉介護課		

基本目標	関連事業及び取組内容	担当課及び関係課
重点事項		
2 被害者の保護のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー配置事業 	教育庁義務教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・通報者に応じた情報提供、助言、説明、関係機関への通告等状況に応じた適切な支援 	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
(2) 相談体制・対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター)における心理療法士、精神科嘱託医師、嘱託弁護士、生活指導員、児童指導員等の配置 ・沖縄県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター)の整備体制の充実と機能強化 ・配偶者暴力相談支援センターの増設(県施設における機能付与) ・市町村に対する配偶者暴力相談支援センターの設置促進 ・相談マニュアルの活用 ・婦人保護(売買春の防止、配偶者等からの暴力の防止等)に関する研修会(支援者向け)の実施(再掲) ・スーパービジョン、ピアカウンセリング等の実施 ・市町村に対する働きかけ(婦人相談員の設置、被害者からの相談窓口の設置) ・婦人相談員の活用による的確な援助の実施 ・リーフレット等を活用した相談窓口の周知及び身近な行政主体としての市町村窓口の設置の促進 	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
	<ul style="list-style-type: none"> ・DV対策事業(職務関係者対象の被害者支援研修)(再掲) 	平和・男女共同参画課
	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者からの相談への対応、被害者に対する防犯指導や申出による援助の措置 ・実務担当者等に対する研修会の開催 	県警本部 生活安全企画課
	(3) 一時保護体制・対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護委託先としての民間施設の開設に向けた働きかけ ・緊急避難先支援策(民間の宿泊施設の提供等)の検討 ・緊急時及び離島等からの安全な移送体制の確保 ・被害者の県外への送り出し、県外からの受入にあたっての広域措置手続き等の円滑な実施及び他都道府県との情報交換 ・施設機能の充実強化 ・生活指導員、夜間の宿直職員の配置 ・医療が必要な被害者について、医療機関との連携 ・在籍校との連携による学習教材の確保 ・一時保護期間中の児童への学習支援及び児童相談所との連携による適切な支援 ・緊急時における関係機関の連携強化による安全の確保 ・被害者の心身の状況等や将来の生活設計の可否を配慮した退所時期の決定 ・一時保護退所後における必要に応じた相談の継続及び他機関への実質的な引継ぎ
<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等配置事業 		教育庁 義務教育課

基本目標	関連事業及び取組内容		担当課及び関係課
	重点事項		
2 被害者の保護のための体制整備	(4) 一時保護所退所後の施設における保護	・施設(婦人保護施設、母子生活支援施設)における入所保護の実施	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
		・福祉事務所、児童相談所等との連携	青少年・児童家庭課 (女性相談所) (児童相談所) 福祉・援護課 (福祉事務所)
		・母子生活支援施設等に対する研修等の実施 ・広域措置の円滑な実施のための、市町村との連携、調整 ・入所施設退所後の関係機関との連携による援助の継続 ・被害者の県外への送り出し、県外からの受入にあたっての広域措置手続き等の円滑な実施及び他都道府県との情報交換(再掲)	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
	(5) 医学的・心理学的支援	・身体的外傷の治療、通報、援助機関についての被害者への情報提供	青少年・児童家庭課 (女性相談所) 病院事業局 県立病院課
		・医療機関等との連携・協力(文書依頼通知、医師会等との連絡会議等)(再掲)	青少年・児童家庭課 (女性相談所) 医務課
		・DV対策事業(DV防止・被害者支援リーフレット作成)(再掲)	平和・男女共同参画課
		・医療機関や保健所、精神保健福祉センター等との連携による支援	青少年・児童家庭課 (女性相談所) (児童相談所) 医務課 病院事業局 県立病院課 障害保健福祉課
		・同伴児童への児童相談所、保育所、学校等との連携、心理療法等の支援	青少年・児童家庭課 (女性相談所) (児童相談所)
		・自助グループの有効性等の情報提供 ・活動場所の提供、活動への助言 ・被害者及びその子どもへの医療機関の紹介及び医療機関との連携強化	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
・DV対策事業(職務関係者対象の被害者支援研修)(再掲)		平和・男女共同参画課	
・スクールカウンセラー等配置事業		教育庁 義務教育課	
持(6) 外国語通訳の雇い上げ つ外国人、障害者、障害者、同伴家族への援助 多様な背景を	・外国語通訳の雇い上げ ・女性相談所施設のバリアフリー化	青少年・児童家庭課 (女性相談所)	
	・市町村との連携、支援の提供	青少年・児童家庭課 (女性相談所) 高齢者福祉介護課 障害保健福祉課 福祉・援護課 (福祉事務所)	
	・暴力が児童に与える影響についての啓発 ・児童相談所を中心とした援助の提供	青少年・児童家庭課 (女性相談所) (児童相談所)	
	・被害者と共に一時保護された児童に関して、その所在等の情報について適切な対応の徹底	教育庁 義務教育課 (市町村 教育委員会) 青少年・児童家庭課	

基本目標	関連事業及び取組内容		担当課及び関係課
	重点事項		
3 被害者の自立を支援する環境整備	(1) 住宅確保に関する支援	・県営住宅への優先入居 ・県営住宅の目的外使用の検討	住宅課
		・公営住宅(市町村営)への優先入居、目的外使用等についての協力依頼	青少年・児童家庭課 住宅課
		・生活保護制度や民間の賃貸住宅に関する情報の提供 ・賃貸住宅契約に必要な保証人を確保するための支援の実施	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
	(2) 経済的支援の充実	・沖縄県女性相談所等入所者に係る実施責任者等に関する取扱い	福祉・援護課
		・生活保護制度の適用についての情報提供、福祉事務所との連携	青少年・児童家庭課 (女性相談所) 福祉・援護課 (福祉事務所)
		・児童扶養手当制度についての情報提供、市町村との連携 ・児童手当、特別児童扶養手当、母子・寡婦福祉資金貸付金等について、制度及び申請窓口等の情報提供	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
	(3) 就業に向けた支援	・職業能力開発援護措置事業 ・公共職業能力開発事業 ・女性就業援助事業	雇用労政課
		・ハローワーク、各種訓練関連施設等についての情報提供 ・被害者の状況に応じた施設内作業や外部講習会等への参加の援助、段階的な就業支援 ・一時保護所等退所者の就職時の身元保証人を確保するための支援	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
	(4) 子育て支援	・子育て短期支援事業についての情報提供、利用促進 ・母子家庭等日常生活支援事業についての情報提供、利用促進 ・母子家庭等の児童に対する保育所の優先入所等についての情報提供、利用促進 ・住民票を異動していなくても受けられるサービスについての情報提供	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
	(5) 児童の就学についての支援	・在籍校との連携、学習ボランティアの確保	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
・学習支援への協力 ・『学校教育における指導の努力点』の活用促進(生徒指導の充実、スクールカウンセラー、巡回教育相談員等) ・スクールカウンセラー等配置事業 ・スクールソーシャルワーカー配置事業 ・住民票の異動がない場合の転校手続きへの適切な対応 ・学校等における適切な対応		教育庁 義務教育課 (市町村 教育委員会)	
支に手金(6) 援お続の国 けき加民 等入年	・被害者への制度に関する情報提供、手続き等についての支援 ・手続きが円滑に行われるよう、市町村との連携	青少年・児童家庭課 (女性相談所)	

基本目標	関連事業及び取組内容		担当課及び関係課
	重点事項		
3 被害者の自立を支援する環境整備	支に手陰(7)援お続の医けき加療る等入保	・国保担当新任職員研修会	国保・健康増進課
		・被害者への制度に関する情報提供、手続き等についての支援(再掲)	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
		・手続きが円滑に行われるよう、市町村との連携(再掲)	
	の(8)保プライバシ	・被害者のプライバシーの保護の徹底	関係各課(関係機関)
		・住民票の閲覧制限措置について、被害者への情報提供	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
		・加害者に対する住民票の閲覧制限、請求事由の厳格な審査等について市町村への周知	青少年・児童家庭課 (女性相談所) 市町村課
	に(9)法的支援助、司法手続き	・嘱託弁護士による法律相談	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
		・保護命令申立てにあたっての指導助言、裁判所への同行等	
		・被害者に対する保護命令発令後の留意事項等についての情報提供	県警本部 生活安全企画課
		・子への接近禁止命令への適切な対応	
・保護命令が発令された場合、被害者に対して防犯対策等を教示する等被害者との連携を密にするなどの保護対策の徹底			
・法律相談、法律扶助制度等についての情報提供	関係各課(関係機関)		
4 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働	化能調(1)の整強機策	・DV対策事業(沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議の開催)	平和・男女共同参画課
		・調整会議の開催	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
	質(2)職務関係者の資	・相談マニュアルの活用(再掲)	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
		・婦人保護(売買春の防止、配偶者等からの暴力の防止等)に関する研修会(支援者向け)の実施(再掲)	
		・DV対策事業(職務関係者対象の被害者支援研修)(再掲)	平和・男女共同参画課
		・実務担当者等に対する研修会の開催(再掲)	県警本部 生活安全企画課
	(3)民間団体との協働	・相談事業、啓発事業の民間委託	平和・男女共同参画課
		・民間施設への一時保護委託	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
		・民生委員・児童委員に対し、民生委員・児童委員連絡協議会を通して研修会への参加呼びかけや発見・通報について協力依頼(再掲)	青少年・児童家庭課 (女性相談所) 福祉・援護課
		・人権擁護委員に対し、沖縄県人権啓発活動ネットワーク協議会を通して発見・通報について協力依頼(再掲)	平和・男女共同参画課
		・医療関係者向けの資料の作成・配布(再掲)	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
		・医療機関との連携・協力(文書依頼通知、医師会との連絡会議等)(再掲)	医務課 病院事業局 県立病院課
		・DV対策事業(職務関係者対象の被害者支援研修)(再掲)	平和・男女共同参画課
		・自助グループの有効性等の情報提供(再掲)	青少年・児童家庭課 (女性相談所)
	・活動場所の提供・活動への助言(再掲)		
	理迅適(4)速切苦なか情処つの	・各機関における苦情に対する適切かつ迅速な処理	関係各課(関係機関)
・県行政オンブズマンと円滑な連携が図られるよう、オンブズマンへDVに関する資料や関係機関、その業務内容等を提供する。			

**沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画
(改定版)**

平成22年1月

発行 沖縄県文化環境部 平和・男女共同参画課

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL：098-866-2500

FAX：098-866-2589